

## 役員の報酬に関する規程

特定非営利活動法人北海道NPOファンド

(目的)

第1条この規程は、特定非営利活動法人北海道NPOファンド（以下「この法人」という。）定款第13条に基づき、役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条この法人の役員は、定款第9条第1項に定める理事および監事とする。

(報酬)

第3条この法人の役員は、無報酬とする。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

2 金額については別途定め、各種手当等を含んだ額を、原則当該役員の指定した金融機関の本人名義の口座に振込むこととする

(改廃)

第4条この規程の変更および改廃は、理事会の決議により行う。

(補則)

第5条この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

この規程は、2016年2月23日から施行する。

附則

この規程は、2016年11月29日より改訂、施行する。

この規程は、2020年11月17日から改訂・施行する。(2020年11月理事会決議)